

+

令和4年 第11回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和4年 第11回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和4年11月22日(火)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時及び宣言	開会	令和4年11月22日 午前9時25分				
	閉会	令和4年11月22日 午前10時13分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番1番	吉野 寅三		席番2番	宮脇 勇	
職務のため出席した者職氏名	事務局長	中水		事務局次長	宮田	
	主幹兼農地係長	鈴木		主幹兼農地係長	竹之内	
	農地係長	圖師		主任主査	桑水	
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	○	16	山下 直樹	○

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第62号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第64号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について 議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第66号 非農地証明願の承認について 議案第67号 農用地利用集積計画決定について 議案第68号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和4年第11回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により、席番1番吉野委員と席番2番宮脇勇委員を指名いたします。よろしくをお願いします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p>
委員	山下昭一	<p>日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、山下昭一委員の報告をお願いします。</p> <p>10月の総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので、報告します。資料は、議案書4ページの17番です。場所は、県道柿ノ木志布志線沿いの尾野見郵便局から志布志方向へ300m行き、県道尾野見伊崎田線を500m進んだ左側の畑2筆です。譲受人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さんで、主に甘藷、大根、キャベツ等を栽培されており、農機具はトラクター4台、防除機2台、ハーベスター2台、トラック7台を保有されています。申請地は、〇〇さん宅から車で約5分の距離にあります。あっせん価格は総額150万円でした。あっせん委員は、池袋委員と私、山下です。以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、上野委員の報告をお願いします。</p>
委員	上野	<p>〇〇さん申出のあっせんについては、最終的に合意に至りましたので、来月の定例総会で報告できると思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、宮脇勇委員の報告をお願いします。</p>
委員	宮脇勇	<p>〇〇さん申出については、現在交渉中ですが、なかなか金銭の折り合いが付きません。引き続き活動していきたいと思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について報告いたします。11月8日、曾於市において開催されました鹿児島県各市農業委員会連絡協議会に、11月10日、城山総合運動公園で開催されました志布志市農業者年金受給者会の松山地区グラウンド・ゴルフ大会にそれぞれ出席しました。</p> <p>次に、日程第4、議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>今回は、8件の申請でございます。まずは、6ページ、番号84番を審議いたします。隈元委員の報告をお願いします。</p>
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号84を報告いたします。譲渡人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道塗木大隅線沿いにある大野原集会施設から東へ300m行き右折し、500m進んだ先を左折、さらに、200m進んだ先を右折し、50m行った左側です。譲受人宅からは3分のところになります。〇〇さんは認定農業者であり、夫婦で生産牛55頭を飼育し、申請地には牧草を作付けする予定</p>

		<p>とのことです。また、トラクター4台、田植機1台、トラック2台を保有されています。以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきて、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号85番を審議いたします。立迫委員の報告をお願ひします。
委員	立迫	<p>会長より依頼のありました番号85を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さん77歳、譲受人は同じく伊崎田にお住まいの〇〇さん69歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、相手方の要望と規模拡大です。申請地の場所は、伊崎田にある外山木材から西へ100m進んだ奥の方になります。譲受人宅からは車で10分以内のところにあります。〇〇さんは認定農業者であり、〇〇さん夫婦と長男夫婦でお茶を10haほど栽培されており、申請地にもお茶を作付けする予定とのことです。また、トラクター1台、耕運機1台、お茶栽培に必要な機械一式を保有されています。以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきて、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、7ページ、番号86番と番号87番は、譲受人が同一であるため、一括して報告を受けたいと思ひますが、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。それでは、上野委員の報告を2件一緒にお願ひします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号86と番号87を報告いたします。最初に、番号86を報告いたします。譲渡人は、曾於郡大崎町菱田にお住まいの〇〇さん88歳です。譲受人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さん66歳で、2人は親戚関係であります。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、蓬原小学校前を菱田小学校に向かって、約1.3km行ったグリーンロードの信号機から100m行った右側に位置します。譲受人宅からは、約5分のところにあります。つきて、番号87を報告いたします。譲渡人は、始良市東餅田にお住まいの〇〇さん93歳で、譲受人は、番号86と同じ〇〇さ</p>

		<p>ん66歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、さきほどのグリーンロードの信号機から200m行ったところを右折し、約200m行った右側にあります。譲受人宅からは、約5分のところにあります。〇〇さんは1人で、水稻、甘藷を作付けされており、申請地には水稻を作付けする予定とのことです。また、農機具は、保有していないため農業公社に委託するという事です。以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦勞さまでした。それでは、番号86番を審議いたします。何か御意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、番号87番を審議いたします。何か御意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、番号88番を審議いたします。同じく、上野委員の報告をお願ひします。</p>
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号88を報告いたします。譲渡人は、和歌山県和歌山市吐前にお住まいの〇〇さん51歳です。譲受人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さん64歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、蓬原小学校前を菱田小学校に向かって、約800m行った信号機を右折、約700m行った右側にあります。譲受人宅からは、約8分のところにあります。〇〇さんは、夫婦で水稻、ネギを栽培されており、申請地にもネギを作付けする予定とのことです。トラクター2台、耕運機1台、管理機1台、田植機1台を保有されております。以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、8ページ、番号89番を審議いたします。坂中委員の報告をお願ひします。</p>
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号89を報告いたします。譲渡人は、東京都杉</p>

		<p>並区にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、JAあおぞら総合福祉センターから北方向に500m進んだところを左折し、100m進んだ右側にあります。〇〇から2.8kmのところにあります。〇〇は従業員14名で水稲50ha、馬鈴薯20ha、甘藷13haを主に作付けしており、申請地には水稲を作付けする予定とのことです。トラクター15台、コンバイン3台、田植機3台、普通トラック10台を保有しています。以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号90番を審議いたします。永屋委員の報告をお願ひします。
委員	永屋	<p>会長より依頼のありました番号90を報告します。譲渡人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さん75歳です。譲受人は、同じく有明町蓬原にお住まいの〇〇さん47歳、親子による贈与、受贈になります。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、自宅のすぐ近くの畑1筆と、南へ車で5分のところにある畑3筆になります。〇〇さんは、アルバイト従業員と2人で、肥育牛230頭を飼養されており、申請地には飼料作物を作付けする予定とのことです。また、タイヤショベル、4tダンプ、フォークリフトなどを保有されております。以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、9ページ、番号91番を審議いたします。吉野委員の報告をお願ひします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号91を報告いたします。譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん87歳で、譲受人は志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さん44歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道志布志福山線の浦島釣具店の先を右折し、松山桃木方面へ行くと大隅衛生の松山有機工場がありますが、その前を通過し、桃木におりる交差点を福留自動車の方へ右折し、400mほど行った左側の3筆目の畑になります。譲受人宅からは20分のところにあります。〇〇さんは、</p>

		夫と子供夫婦5人で、ピーマン、キュウリを主に栽培しており、申請地にもキュウリを作付けする予定とのこと。トラクター7台、管理機3台を保有しております。〇〇さんは会社組織でハウスを30棟所有され、ピーマン、キュウリ専門の大規模な経営者でございます。以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われ。また、周囲の状況からも支障はないと思われ。御審議方、よろしくお願いたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって日程第4、議案第61号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定いたしました。 次に、日程第5、議案第62号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。 はじめに、11ページ、番号17番を審議いたします。現地を調査された井久保委員の報告をお願いします。
委員	井久保	議案第62号、番号17について報告いたします。調査日は11月8日、調査委員は脇田廣昭委員、池袋委員と私、井久保で事務局から2名、農政畜産課から1名の同行がありました。総会資料は、4ページから6ページをご覧ください。申請人は、志布志市志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇行政事務所補助職の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、志布志庁舎から県道志布志福山線を進み、見帰の交差点を右折し、弓場ヶ尾方面へ約1.7km進み、県道柿ノ木志布志線との交差点を左折、鬼塚製茶工場前から松山町尾野見方面へ700mほど進みますと左側に住宅があり、次に宅地跡で現在大型バスが置いてある更地があります。住宅と更地の間の畑への進入路へ左折し、約80m進んだ奥まった場所にあります。転用目的は、牧草ロールや大型農機具の置場です。近年の飼料代高騰により、効率的に仕入れたロールや熟成を要するロールの置場として、また、申請地周辺に牧草地を作ることも視野に入れて、大型農機具の保管場所として利用したいとのことでした。周辺の状況は、東側は宅地、北側、南側、西側は畑となっています。四方がほぼ畑で宅地より低いため牧草ロールを置くことによる周辺への影響は考えにくいですが、隣接する四方に一律4mの緩衝地を設けるとのことでした。申請地の農地区分は農用地区域内農地ですが、農用地利用計画指定用途に供する場合は転用許可も可能です。以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号18番を審議いたします。現地を調査された脇田廣昭委員の報告をお願いします。
委員	脇田廣昭	議案62号、番号18について報告いたします。総会資料は7ページから9ページになります。調査日は11月8日、調査委員は井久保委員、池袋委員と私脇田です。事務局より2名、農政畜産課より1名の同行がありました。申請人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、市役所松山庁舎より広域農道へ入り、末吉方面へ1kmほど進んだところを右折し、市道西豊留・野久尾線を500mほど進んだところの眞薦公民館の先を右折、200mほど進んだ左側に位置します。転用目的は、山林でございます。申請地は、3方向を高い原野に囲まれた窪地になっており、日当たりが悪く、収益が見込めないということです。また、畑までの道路が急勾配であるため農機での出入りが非常に危険になってきたということでした。隣接する東側の畑は3mほど高いため、植林に際しては5mの間隔を空けるよう申請人に再度確認を行いました。申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第5、議案第62号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。 次に、日程第6、議案第63号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。まず、13ページ、番号5番を審議いたします。番号5番は、先程の議案第62号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号17番で審議されましたところの4条申請でございます。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号6番を審議いたします。番号6番は、先程の議案第62号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号18番で審議されましたところの4条申請でございます。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第6、議案第63号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
委員	山迫	次に、日程第7、議案第64号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題とします。15ページ、番号2番を審議いたします。現地を調査された山迫委員の報告をお願いいたします。 議案第64号、番号2について報告します。総会資料は、10ページから13ページです。調査日は11月8日、調査委員は立迫委員、山下直樹委員と私、山迫で事務局から1名の同行がありました。譲渡人は、志布志市志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の場所、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、うなぎの駅入口から市道町原・弓場ヶ尾線を北へ50m進み右折、市道宮ノ上3号線を430m進み左折し、市道新堀線を10m進んだ右側に位置します。今回の事業計画の変更は車の出入りの際、通路部分に不都合があるため、残地の一部を一体的に利用する必要が生じたものです。現地はすでに通路として使用されており、総会資料の13ページに始末書が添付されています。申請地の農地区分は、道路で区切られた街区の面積に占める宅地の面積の割合が44%と40%を超えている区域内にあるため、第3種農地の街区に4割超宅地化農地に該当します。以上のことにより、調査委員協議の結果、利用計画の変更を認めても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくをお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。変更を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第7、議案第64号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請については、変更を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第8、議案第65号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。17ページ、番号41番を審議いたします。番号41番は、先

		程の議案第64号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請に係る番号2番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号42番を審議いたします。現地を調査された山迫委員の報告をお願いいたします。
委員	山迫	議案第64号、番号42について報告いたします。総会資料は14ページから16ページです。調査日は11月8日、調査員は立迫委員、山下直樹委員と私、山迫です。事務局より1名の同行がありました。譲渡人は、志布志市志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等は、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、うなぎの駅入口から市道町原・弓場ヶ尾線を北へ50m進み右折、市道宮ノ上3号線を430m進み左折し、市道新堀線を10m進んだ右側に位置します。転用目的は、一般住宅です。排水は、合併浄化槽から排水溝へ流すとのことです。申請地の農地区分は、道路で区切られた街区の面積に占める宅地の面積の割合が44%と40%を超えている区域内にあるため、第3種農地の街区に4割超宅地化農地に該当します。以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくをお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号43番を審議いたします。番号43番については、福岡剛委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により福岡剛委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場 議長 委員	萩迫 池袋	(福岡 剛委員 退席) それでは、現地を調査された池袋委員の報告をお願いいたします。 議案第65号、番号43について報告します。総会資料は17から19ページです。調査日は11月8日、調査委員は井久保委員、脇田廣昭委員と私、池袋で事務局より1名の同行がありました。貸人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。借人は、同じく志布志市志布志町安楽の特定非営利活動法人〇〇理事〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、志布志庁舎から市道町原線の町原交差点を安楽方向へ進み、270mほど進んだ交差点を右折、市道久保線を北大原方向へ500mほ

		<p>ど進み左折し、東へ300m道なりに進んだ先の西側に位置します。転用目的は、新たに開始した短期入所サービスの利用者や職員の増加に伴い、既存駐車場のスペースが手狭になり、早急に駐車スペースを確保する必要が生じたためです。排水は、自然流下と一部を接道の側溝へ流すとのことです。申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、許可できる場合の既存施設の拡張に該当します。以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願います。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、福岡剛委員の入室を許可します。
会場		(福岡剛委員 入室)
議長	萩迫	次に、18ページ、番号44番を審議いたします。現地を調査された井久保委員の報告をお願いいたします。
委員	井久保	<p>議案第65号、番号44について報告いたします。調査日は11月8日、調査員は脇田廣昭委員、池袋委員と私、井久保で事務局から1名の同行がありました。総会資料は、20ページから22ページをご覧ください。譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等は、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、志布志市役所本庁舎駐車場を出てすぐ左折、志布志市文化会館への急な坂を上り、市立図書館前を經由し、井手不動産横の交差点を右折、中学校通りとの交差点を左折し、志布志中央クリニックを左手に、うなぎの駅を右手に見ながら町原交差点に出ます。町原交差点を左折し100mほど進み右折、細い路地を40mほど進んだ左側の南北に細長い畑です。転用目的は、店舗、事務所の移転です。現在、志布志市街地に日用品や雑貨等を販売する店舗を貸しビルの1階に構えておりますが、来客及び従業員用の駐車場不足、防災上の観点から比較的高台の地に移転したいとのことでした。周辺の状況は、北側が公衆用道路、東側、南側は畑、西側は宅地です。東側と南側は現在、道路工事が行われている場所です。排水は合併浄化槽で処理し、北側の側溝へ流す計画とのことです。申請地の農地区分は、土地改良事業の施工地であるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願います。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号45番を審議いたします。現地を調査され た立迫委員の報告をお願いいたします。
委員	立迫	議案第65号、番号45について報告します。総会資料は23ページから25ペー ジをご覧ください。調査日は11月8日、調査委員は山迫委員、山下直樹委員 と私、立迫で事務局より1名の同行がありました。譲渡人は、志布志市有明 町野井倉にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、鹿屋市新川町にお住まいの 〇〇さんです。立会人は、〇〇の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面 積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、有明郵便局から県道志布志有明線を東へ600m進んだ信号機を右折 し、200m進んだところを農道に右折し、20m進んだ左側に位置します。転 用目的は、一般住宅です。排水は、農道の側溝に流すとのことでした。その 他として、住宅予定地の周辺に生い茂っている雑木等への対応について聞い たところ、整地を計画されているとのことでした。入口となる道路側にはみ 出している雑木等は、歩行に支障を来しているため、伐採を指導しました。 申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため第1種農地に該当 します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部 に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしている と思われまます。以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用しても問 題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第8、議案第65号、農地法第5条の規定による許可申請につ いては、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第9、議案第66号、非農地証明願の承認についてを議題としま す。20ページ、番号13番を審議いたします。現地を調査された山下直樹委員 の報告をお願いします。
委員	山下直樹	議案第66号、番号13について報告します。総会資料は、26ページから28ペー ジになります。調査日は11月8日、調査委員は立迫委員、山迫委員と私、 山下です。事務局より1名の同行がありました。申請人は、志布志市有明町 原田にお住まいの〇〇さんです。立会人は、ご本人でした。申請地の所在、 地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のと おりです。場所は、有明町原田にある〇〇から市道宇都鼻・西下1号線を北へ 470m進んだ左側に位置します。立会人が平成11年に相続した際には、す

	<p>に倉庫が建っており、固定資産名寄帳兼課税台帳によると、平成元年には建築されています。宅地と一体的に利用しており、敷地も砂利がふっており、農地への復元が困難になったものです。以上のことにより、調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし) 異議なしと認めます。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>よって、日程第9、議案第66号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>次に、日程第10、議案第67号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。農用地利用集積計画のうち、利用権の設定及び転貸について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 桑水</p>	<p>議案第67号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び転貸について、御説明申し上げます。議案書は22ページから47ページとなっております。まずは、議案書22ページの利用権設定の総括表を御説明いたします。公告日は令和4年11月30日で、始期は令和4年12月1日となります。設定期間が3年から15年1か月までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が1万5,655㎡、畑が6万8,855㎡、樹園地が12万3,124㎡で、合計しますと20万7,634㎡となり、うち更新分は、14万3,331㎡となっております。利用権の利用権の設定をする者の数が42名で、利用権の設定を受けようとする者の数が11名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より31名少ないのは、受け手、貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、23ページから40ページの明細表を御確認ください。次に、利用権の転貸について、議案書41ページの総括表で御説明申し上げます。公告日は令和4年11月30日で、始期が令和4年12月1日となります。設定期間は3年から15年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。地目別の内訳が、田が1万5,655㎡、畑が1万8,851㎡、樹園地が1万2,544㎡で、合計しますと4万7,050㎡となります。利用権の転貸をする者は、公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は、14名であります。詳細につきましては、42ページから47ページの明細表を御確認ください。以上で、議案第67号、農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び転貸について説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。23ページ番号1番から、40ページ番号48番までと、22ページの総括表について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、転貸について審議に入ります。42ページ、番 号1番については、神宮司委員に関係がございますので、農業委員会等に関 する法律第31条の規定により神宮司委員には、ここで退席をお願いいたしま す。
会場 議長	委員 萩迫	(神宮司委員 退席) それでは、番号1番につきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異 議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。ここで、神宮司委員の入室を許可します。
会場 議長	委員 萩迫	(神宮司委員 入室) 次に、42ページ番号2番から、47ページ番号18番までと、41ページの総括 表について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第10、議案第67号、農用地利用集積計画決定については、原 案どおり決定いたしました。 次に、日程第11、議案第68号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん 委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	宮田	議案第68号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名につい て説明します。議案書49ページをお開きください。 番号10の申出者は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、売買 の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につ きましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん 委員につきましては、上野委員、田尾委員の指名をご提案いたします。 次に、番号11の申出者は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、売買の申 出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につ きましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員 につきましては、福岡裕幸委員、今市委員の名を提案いたします。 次に、番号12の申出者は、鹿屋市にお住まいの〇〇さんで、売買の申出と なっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につ きましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につ きましては、福岡裕幸委員、今市委員の名を提案いたします。以上で、説

議長	萩迫	<p>明を終わります。御審議方、よろしくお願いします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第11、議案第68号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。</p>

